船橋市監査委員告示第１１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３８第６項の規定に基づき、包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和８年１１月６日

船橋市監査委員　栗林紀子
同　齋藤弘之
同　浦田秀夫
同　日色健人

令和５年度

市長からの通知年月日　令和８年１０月１９日

年度管理番号	担当所属	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 （令和8年7月1日現在）	今後の方針 （令和8年7月1日現在）
48	道路維持課	154	指摘	原材料品等の物品については、船橋市物品管理規則等に基づき、適切に管理することが重要であることから、駿河台資材置場に保管されている既存不適格の視覚障がい者誘導用ブロックやコンクリート蓋の原材料品の一部については、将来も使用する必要がなくなった物品を選別し、速やかに不用の決定を行う事務を徹底されたい。	R6.10.17	令和6年10月2日付け道維第1013号にて、コンクリート製品等の不用決定を行い、コンクリート製品については令和7年2月末までに処分した。コンクリート製品ではない誘導タイルについて、一部は利用できることが判明したため、その他のタイルについても利用先が無いか調査中である。	利用先が無い誘導タイルについては、不用決定を行い令和8年度内に処分予定である。
84	都市整備課	237	指摘	自転車等駐車場から保管場所に移送された放置自転車等について、自転車等駐車場に駐輪していた時の利用料金を全てリセットする事務を継続するのであれば、当該事務の正当性を慎重に検討の上、条例･規則等に当該事務の根拠を明文化されたい。	R6.10.17	令和7年8月の決裁にて、自転車等駐車場における長期放置自転車等の利用料金を不徴収とする方針を定めた。	左記のとおり措置済み。
114	都市整備課	260	指摘	自転車等駐車場に設置されている防犯カメラについては、購入時の情報を確認の上、備品の定義に該当するものについては、備品台帳に適切に登録されたい。	R6.10.17	登録が漏れた防犯カメラは調査済みであり、備品登録の処理を行っているところである。	令和8年8月中に備品台帳に登録する。